

令和元年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
2	2	3	徴収費	168

部局名	市民部
課名	収納課

I : 事業概要

施策事業名	徴税収納管理
事業目的	市税等の納付を推進し、自主財源の確保を図る
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●全体計画                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の自主納付の強化と滞納処分の適正な執行</li> <li>・収納管理及び納付環境の整備・拡大</li> </ul> </li> <li>●主な事業内容                             <ul style="list-style-type: none"> <li>○徴収に関する業務                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の徴収（現年・滞納）</li> <li>・市税等の執行停止及び不納欠損処分</li> <li>・市税等の督促及び滞納処分</li> <li>・愛知県東尾張地方税滞納整理機構への参加</li> </ul> </li> <li>○市税等の収納管理                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の収納管理（現年・滞納）</li> <li>・地方税共通納税システムによる収納業務</li> <li>・市税等の口座振替推進業務</li> <li>・還付及び充当事務</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>●主な決算の内訳                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・督促状や催告状等の郵送料 4,268,536円</li> <li>・コンビニ収納事務等の事務手数料 3,026,009円</li> <li>・市県民税などの過誤納還付金及び加算金 28,783,733円</li> <li>・配当割額・株式等譲渡割額還付金 5,985,730円</li> <li>・地方税電子申告支援サービス利用業務委託料 1,254,300円</li> <li>・訴訟代理人弁護士委託料 1,090,000円</li> <li>・愛知県東尾張地方税滞納整理機構負担金 387,142円</li> </ul> </li> </ul>
事業の成果・効果	市税の公平性、公正性から滞納市税の縮減を図るため、肅々と滞納整理を行った。また、前年度に引き続き愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ職員を派遣し、困難事案の解決方法や市県民税を始めとする滞納市税の縮減に取り組んだ。未納者からの納税相談では、生活状況を把握すると共に、財産調査に着手し、担税力に応じた納付折衝を行った。また令和元年10月からeLTAXを活用する地方税共通納税システムを導入、令和2年度アプリ決済導入に向けて準備を進めた。

II : 個別事業内訳

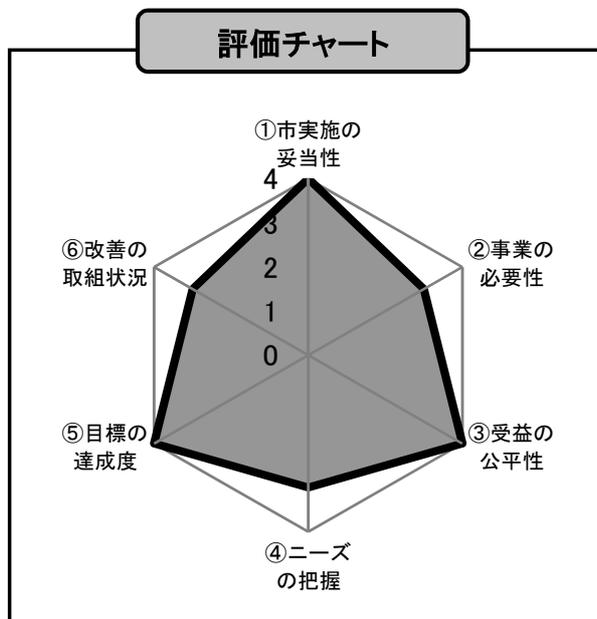
(単位：千円)

(総見直し・総点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	総見直し・総点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		情報発信	分かりやすさ	サービス水準
徴税収納管理	11,699	0	11,699	100%	4	4	3
過誤納還付金	34,770	0	34,770	100%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	46,469	0	46,469	100%	4	4	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		H30決算	R1決算	R2予算
		43,720	46,469	53,543
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	0	0	0
	一般財源	43,720	46,469	53,543
一般財源の割合		100%	100%	100%



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	地方自治法第223条及び犬山市税条例第9条において地方税を賦課徴収することが定められており、地方公共団体の長は、賦課徴収するための必要な事項を規則に定め実施する。
②事業の必要性	3	納税義務者から納付される税は、行政サービスを提供するために必要な自主財源で、その確保は不可欠である。
③受益の公平性	4	当市に納付された税金等の履歴が作成されていることにより、納税証明書などが必要な時に発行できるようになっている。また、納税義務者による納付があることで、市全体の市民サービスの質の向上となる事業である。
④ニーズの把握	3	適正に賦課された税を収納管理している。滞納市税に対し、法令に従い滞納処分をしている。
⑤目標の達成度	4	文書催告や電話催告などで自主納付を促すとともに、長期滞納者などを中心に困難案件に滞納処分を積極的に執行し、目標とした収納率を達成できた。
⑥改善の取組状況	3	催告書の封筒の色を変えて目立つように変更したり、ホームページへ催告書の写真等を掲載するなど情報発信を行った。また還付の通知書を見やすく分かりやすく改善した。

Ⅴ：業務の総見直し・総点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和元年度に見直しを実施した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>来庁者への敏速な窓口対応を行うため、窓口カウンターにパソコンを設置し常時1名を配置した。</li> <li>地方税共通納税システムの導入と運営により納税環境の整備を行った。</li> </ul>
令和2年度に見直しを実施している事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>市税等のキャッシュレス決済の導入など納付環境の整備</li> <li>愛知県東尾張地方税滞納整理機構廃止に伴う愛知県との連携</li> </ul>
今後見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>納付環境の整備と休日納税窓口の廃止</li> </ul>

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和元年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> <li>滞納を長期化、高額化しないように早期の納税促進の対策を講じること</li> <li>債権管理の一元化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進地を参考に、催告方法や時期などの検討を行い、自主納付に促す工夫と納税相談の場の提供</li> <li>納税誠意が見られない場合、早期に滞納処分を行う</li> <li>債権管理の一元化について先進事例の情報収集と当市における課題や問題点の整理</li> </ul>